京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に 関する条例(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。

(認定の申請)

- 第2条 条例第3条第1項ただし書,第4条第1項ただし書又は同条第3項ただし書の規 定による認定を受けようとする者は、認定申請書(第1号様式)の正本及び副本にそれ ぞれ別表に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する認定に係る審査のため特に必要があると認めるときは、同項 に規定する図書のほか、認定に係る事項について必要な図書を添付させることがある。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、認定又は不認定を決定し、認定申請書の副本及びその添付図書を添えて、その旨を申請者に通知する。

(申請の取下げ)

第3条 前条第1項の規定による申請をした者は、同条第3項の通知を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、認定申請取下げ届(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(認定を受けた後の変更)

第4条 建築主は、第2条第1項に規定する認定を受けた後に認定申請書に記載した事項を変更しようとするときは、改めて認定を受けなければならない。ただし、市長が特に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(公示の方法)

第5条 条例第10条第2項に規定する別に定める方法は、市役所の掲示場への掲示とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これに代えて、京都市条例の公布等に関する条例第6条各号に掲げる方法のいずれかによって行うものとする。

(身分証明書)

第6条 条例第12条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は,第3号様式とする。 (補足) 第7条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、都市計画局長が定める。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第2条関係)

内 及 (分 2 不因 6)	, T						
図書	明示すべき事項						
	(1) 方位, 道路及び目標となる地物						
 付 近 見 取 図	(2) 都市計画法第4条第3項に規定する地域地区の境界線						
17 2 兄 以 凶	(3) 敷地の位置						
	(4) 隣地にある建築物の位置及び用途						
	(1) 縮尺及び方位						
	(2) 敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建						
	築物と他の建築物との別						
配置図	(3) 土地の高低,敷地と敷地が接する道路の境界部分との高低差及						
	び申請に係る建築物の各部分の高さ						
	(4) 敷地が接する道路の位置、幅員及び種類						
	(5) 敷地が道路に接する部分及びその長さ						
敷地面積求積							
図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式						
建築面積求積							
図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式						
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式						
	(1) 縮尺及び方位						
	(2) 間取り、各室の用途及び床面積						
	(3) 開口部及び防火設備の位置						
	(4) 延焼のおそれがある部分の外壁の位置及び構造						
各階平面図	(5) 工場にあっては、作業場の位置並びに機械設備等の位置及び名						
	(6) 工物にはりっては、下来物・7回直並じに「機械政権 帯や7回直及しれ						
	称						
	称						
	称 (6) 危険物の貯蔵又は処理の用途に供する建築物にあっては, 危険物						
2面以上の立	称 (6) 危険物の貯蔵又は処理の用途に供する建築物にあっては, 危険物の貯蔵又は処理の位置						
2 面以上の立 面図	称 (6) 危険物の貯蔵又は処理の用途に供する建築物にあっては, 危険物の貯蔵又は処理の位置 (1) 縮尺						

	(1) 縮尺		
2面以上の断	(2) 地盤面		
面図	(3) 各階の床及び天井(天井がない場合にあっては、屋根)の高さ、		
	軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ		
地盤面算定表	(1) 建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ		
	(2) 地盤面を算定するための算式		
危険物の数量	在でかったまでは、こととと		
表	危険物の種類及び数量 		
工場・事業調書	事業の種類		

認定申請書

(宛 先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所	申請者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名。
在地)	記名押印又は署名)
	電話

	京都市総 申請しる		このみ	接する建	築物の制	限等に関す	「る条例 □第	第3条第1項た7 第4条第1項た7 第4条第3項た7	だし書 の規定	により認定
				住所又は	は所在地					
				氏名				資格		
設		計	者		電記	活	_	級建築士	登録第	号
				建築士	事務所名			登録 級建築	士事務所	
					電記	活	_	知事	登録第	号
±/.	地:	名 地	番	京都市	区					
敷	用:	途 地	域							
地	高	度地	区					7+ 1. 116 4+	□防火地域	_
の 出	その	他の地	域又					防火地域	□準防火地域	ζ.
位置	は地口	<u>X</u>							□指定なし	
	建	蔽	率) ´	ペーセント	容	積 率		パーセント
道	路	幅	員			メートル	道路が敷地部分の長さ	と接している		メートル
主	要	用	途	(区分)				
│────────────────────────────────────				金変更 □大規	模の修繕					
工 事 種 兄		別	□大規札	□大規模の模様替え						
				申	請 普	第 分	申請以多	外の部分	合	計
敷	地	面	積		平方	i メートル		平方メートル	平	方メートル
建	築	面	積		平方	i メートル		平方メートル	<u> </u>	方メートル
	建築	惡物 全	全体		平方	i メートル		平方メートル	<u> </u>	方メートル

床										
面	容積率	室の算定の基	平方メートル					平方メートル		
積	礎とな	なる延べ面積			平方メートル		トル			
申請	情に係る	建築物の数			同一の数	敷地内の他の建	築物	in the state of th		
	番	号								
	用	途	(区分)	構		造			
	工事種別等		□新築 □増築	□改築 〔	□移転	□用途変更 □	〕大規	模の修繕		
建			□大規模の模様替え □既設							
築	最高	の高さ		メートル	最 昂	高の軒の高	i さ			メートル
物	階	別	階		階	階		階	合	計
別		由建如八	平方メ	平	方メ	平方メ		平方メ		平方メ
概	床	申請部分	ートル		トル	ートル		ートル		ートル
要	<u></u>	申請以外	平方メ	平	方メ	平方メ		平方メ		平方メ
	面	の部分	ートル		トル	ートル		ートル		ートル
	積	Δ ∋I.	平方メ	平	方メ	平方メ		平方メ		平方メ
	但	合 計	ートル		トル	ートル		ートル		ートル

- 注1 該当する□には、レ印を記入してください。
 - 2 「建蔽率」とは建築物の建築面積の敷地面積に対する割合を、「容積率」とは建築物の延べ面積の敷地 面積に対する割合をいいます。
 - 3 主要用途の欄及び用途の欄は、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い、対応する記号を記入したうえ、その内容をできるだけ具体的に記入してください。
 - 4 容積率の算定の基礎となる延べ面積の欄は、建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施 行令第2条第1項第4号及び同条第3項の規定により算定した面積を記入してください。
 - 5 申請に係る建築物の数が2以上のときは、別紙に各建築物ごとの建築物別概要を記入してください。
 - 6 番号の欄は、申請に係る建築物の数が、1のときは「1」と記入し、2以上のときは各建築物ごとに付 した通し番号を記入してください。
 - 7 別紙に認定の申請の理由を具体的に記載してください。

認定申請取下げ届

(宛 先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所	届出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名。
在地)	記名押印又は署名)
	電話 一

京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例施行規則第3条の規定により届け出ます。					
	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)				
建築主	氏名(法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名)				
	電話 一				
敷地の地名地番	京都市 区				
取り下げようとする 申請	□第3条第1項 京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例 □第4条第1項 た □第4条第3項 書の規定による認定に係る申請	こだし			
※申請年月日及び申 請番号	年 月 日 第 号				
取下げの理由					

- 注1 この届は、建築主でなければできません。
 - 2 該当する□には、レ印を記入してください。
 - 3 ※印の欄は、記入しないでください。

第3号様式(第6条関係)			
		第	号
	身 分 証 明 書		1
所属			
職 名		写真	
氏 名			
		年	月 日生
上記の者は,京都市細街	路にのみ接する建築物の制限等に関	する条例第1	2条第1
項の規定により立入調査,	立入検査又は質問を行う職員である	ことを証明し	ます。
年月	日		

印

京都市長